

# 他に職業を有する者に対する青色事業専従者給与

山口 昇 税理士

## Q

私は新潟県内で理容業を営む個人事業者（青色申告の承認を受けている者）です。昨今の低料金制の同業者の進出その他の理由で、年々売上が減少しているのが現状です。

青色事業専従者である長男は、収入減を補うために、早朝および夜間に他の事業所へパートとして勤めて給与の支給を受けていますが、長男がパートとして他に勤務しながら、家業の理容業の青色事業専従者としての給与を支給した場合に、この給与の必要経費算入について問題はないのでしょうか。

## A

(1) 親族が事業から受ける対価

事業主と生計を一にする配偶者その他の親族が、その居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したこと又はその事業に資産を貸与したこと等の事由により、その事業から対価の支払いを受ける場合には、その対価の金額は、その事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費には算入されません。

その反面、その親族が支払いを受ける賃料、貸付け等の利子等に係る各種所得の金額の計算上、必要経費に算入されるべき金額は、その事業の経営者たる事業主の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入されません。この場合において、所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その所得の金額の計算上ないものとみなされます（所法56条）。

(2) 事業に専従する場合の特例

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む青色申告者が、青色事業専従者給与に関する届出書に記載した方法に従って、その記載されている金額の範囲内で青色事業専従者に給与

これは、生計を一にする親族間においては家計と事業をまったく切り離して考えることは無理があり、事業に関する様々な対価について、その個々について適正な対価を認定することは、執行的にも困難であること等の理由からの規定と思われます。

これは、生計を一にする親族間においては家計と事業をまったく切り離して考えることは無理があり、事業に関する様々な対価について、その個々について適正な対価を認定することは、執行的にも困難であること等の理由からの規定と思われます。

の支払いをした場合には、(1)の規定にかかわらず、その労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度等からみて、その労務の対価として相当であると認められる金額を、その青色申告者の事業から生じた不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入することができることになっています。

(3) 青色事業専従者給与の要件

この場合、必要経費に算入した青色事業専従者給与の金額は、その青色事業専従者の給与所得の収入金額とされます。

青色事業専従者給与として認められる要件は、〈表〉のとおりです。

〈表〉青色事業専従者給与として認められる要件

- (1) 青色事業専従者に支払われた給与であること。  
 青色事業専従者とは、次の要件のいずれにも該当する人をいう。  
 イ 青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族であること。  
 ロ その年の12月31日現在で年齢が15歳以上であること。  
 ハ その年を通じて6月を超える期間、その青色申告者の営む事業に（一定の場合には事業に従事することができる期間の1/2を超える期間）専ら従事していること。
- (2) 「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄の税務署長に提出していること。  
 提出期限は、青色事業専従者給与を支払う年の3月15日（その年の1月16日以後、新たに事業を開始した場合は、その開始した日から2ヵ月）まで。  
 この届出書には、青色事業専従者の氏名、職務の内容、給与の金額、支給期などを記載する。
- (3) 届出書に記載されている方法により支払われ、しかもその記載されている金額の範囲内で支払われたものであること。
- (4) 青色事業専従者給与は、労務の対価として相当であると認められる金額であること。  
 過大とされる部分は、必要経費とは認められない。

(4) 他に職業を有する者の場合

生計を一にする父の青色事業専従者である長男が他の事業所等に勤務している場合は、他の事業所等における勤務状況により、専従者の要件が判定されることとなります。

その長男が他の事業所等における勤務が八時間勤務であるような場合は、父の事業に専ら従事しているとは認められず、青色事業専従者には該当しないこととなります。次に他の事業所等における勤務時間が短い場合、その他父の事業に専ら従事することが妨げられないと認められる場合には、青色事業専従者に該当することになると思われます。

今回の事例のように、父の事業の始業前又は終業の時間を他の事業所の勤務の時間に当てており、かつ父の事業に専ら従事することの妨げにならない場合には、従来どおり青色事業専従者として認められるものと考えます。

(5) 控除対象配偶者及び扶養親族の範囲との関係

青色事業専従者に該当する者で青色事業専従者給与の支払いを受ける者は、控除対象配偶者又は扶養親族には該当しないものとされています。

なお、昭和六十一年分までは、青色申告者が、青色事業専従者として給与を支給している配偶者又は扶養親族をその年分の確定申告において配偶者控除又は扶養控除の適用を受けた場合、その給与は必要経費には算入されず、配偶者又は扶養親族の給与所得の収入金額に算入されないこととされてきました。つまり、配偶者控除又は扶養控除を受けるために、配偶者又は扶養親族の青色事業専従者給与を自己否認することが認められていました。

しかし、昭和六十二年九月の税制改正により、控除対象配偶者及び扶養親族の範囲から、その年において青色事業専従者に該当し専従者給与の支給を受ける者を除くこととされ、昭和六十二年分以後は、青色事業専従者給与を自己否認して配偶者控除又は扶養控除を適用することが認められなくなっていますので、申し添えます。



ひまわりコール ビジネスプラン

# ひまわりコールの3つの特徴

通話料が最大75%割引。

通話料が少なくても、  
お得です

マイラインプラスに登録  
するだけで、毎月の通話料が  
お安くなります。

初期費用も  
基本料金も機器も、  
必要ありません。

お問い合わせは、お近くの商工会まで